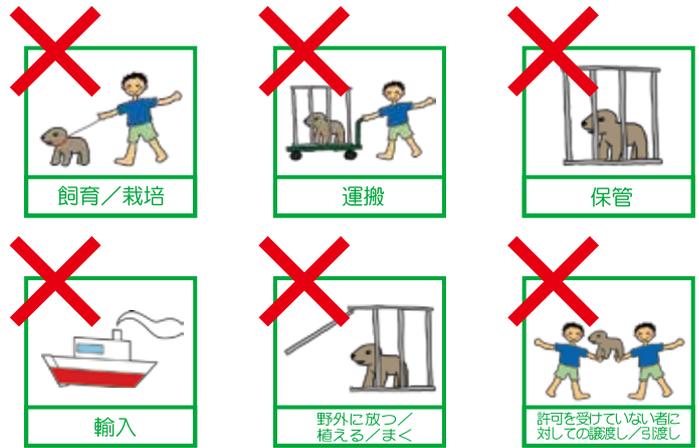


外来生物法 ができました

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、日本在来の動植物や生態系に被害を及ぼし、又は、及ぼす可能性のある生物を「特定外来生物」と指定し、飼育などが規制され、違反したときには、300万円以下の罰金、もしくは、3年以下の懲役刑が科せられます。2013年現在、105種の生物が指定されています。規制を検討中の生きものは「要注意外来生物」と指定されています。



高槻市でもたくさんの外来生物が確認されています

特定
外来生物



要注意
外来生物



みなさんにもできること

私たちのまわりには、すでにたくさんの外来生物がすんでいます。その数も種類も増え続けています。私たち一人一人が外来生物の問題と向き合い、真剣に考えていく必要があります。みなさんにまずできることは、飼育中の外来生物を捨てたり逃がさないこと、珍しい生物を外国から買わないこと。そして、見なれない生物を見つけたら博物館や行政に連絡する、外来生物に関する調査や勉強会に参加することも、日本の自然を守ることに繋がります。

まずは、一緒にミズヒマワリの駆除に参加しませんか？

特定外来生物 ミズヒマワリ

ミズヒマワリ (*Gymnocoronis spilanthoides*) は中央・南アメリカ原産のキク科の水草です。浅い水中に生え、水面に1mぐらいの高さの茎をのばし、6～10月頃に白く丸い花が咲きます。ちぎれた葉っぱや茎からも生長できるので、日本の水草とは比べ物にならないスピードで増えていきます。ミズヒマワリが繁茂すると水中への光をさえぎり、根の周りに泥が溜まり、水中の環境を変えてしまい、在来の水草や魚などがすめなくなる可能性があります。大阪府高槻市を流れる芥川では、2000年頃から生育が確認されはじめ、中流域から淀川合流点までの、流れのゆるやかなところで生育しています。



芥川倶楽部の取り組み

芥川倶楽部では2006年から、市民と行政が協力してミズヒマワリを駆除してきました。これにより、2013年時点では、芥川の上流では、ほぼ見られなくなりました。今後、下流の駆除を行うと同時に、上流で再発生しないようパトロールを行っていきます。

2013年11月発行

発行: 芥川・ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク(愛称: 芥川倶楽部)

E-mail: akutagawa0726@yahoo.co.jp

http://akutagawaclub.web.fc2.com/

協力: 芥川緑地資料館(あくあびあ芥川)



このリーフレットは平成25年度KJB瀬戸内基金助成金を受けて作成しました